

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 愛隣会
法人の所在地	岡山県岡山市北区建部町福渡1005-1
代表者氏名	理事長 片山 篤

2 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	ほのぼの荘居宅介護支援事業所
所在地	岡山県岡山市北区建部町福渡1008-1
管理者（ふりがな）	光元 正一（みつもと しょういち）
電話・FAX 番号	086-722-4500 086-722-9030
事業者指定番号	3372100432
サービス提供地域	岡山市北区（旧御津町・旧建部町）・久米南町

3 事業所の職員体制

管理者	1名（常勤兼務） 事業所の運営及び業務全般
主任介護支援専門員	3名（常勤） 居宅介護支援サービス等に係る業務
介護支援専門員	1名（常勤） 居宅介護支援サービス等に係る業務

4 営業日・営業時間・緊急連絡先

営業日・営業時間	月～金曜日 8時30分～17時30分
休日	土・日・祝日 年末年始（12/31～1/3）
緊急連絡先	担当介護支援専門員の緊急連絡先にて24時間受付可

*利用者の希望や都合によっては、上記以外に営業することもあります。

5 当法人であわせて実施する事業

サービス種類	事業名	事業所番号
○介護老人福祉施設 ○短期入所生活介護事業所 【ショートステイ】	○特別養護老人ホーム 旭水荘	No.3372100101
○通所介護事業所 【デイサービス】	○ほのぼの荘 デイサービスセンター	No.3370116349
○訪問介護事業所 【ホームヘルパー】	○ほのぼの荘 ヘルパーステーション	No.3370116315

6 事業の目的及び運営の方針

要介護状態にある利用者に対して可能な限り自宅で生活できるように、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。利用者の意志及び人格を尊重して常に利用者の立場に立って、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるようにします。居宅サービス事業者は、不当に偏することのないように、公正・中立に支援します。

また、市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・福祉・医療サービスや地域における様々な取り組みを行う者等との連携を図れるように努めます。

7 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）作成・管理
- (2) 給付管理票の作成
- (3) 要介護認定の申請代行
- (4) 医療（総合病院、かかりつけ病院）との連携
- (5) サービス事業者等との連絡調整
- (6) その他、相談支援

8 利用料金

- (1) 居宅サービス計画・給付管理票の作成について

要介護認定を受け、居宅介護支援のサービスを受ける旨の届出書（居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書）を各町の窓口へ届け出た利用者については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は必要ありません。ただし、保険料の滞納等により、下記の料金が全額自己負担になる場合があります。

①介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2	(1,086 単位×10.21 円)	<u>月額 11,088 円</u>
要介護 3・4・5	(1,411 単位×10.21 円)	<u>月額 14,406 円</u>

②介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2	(544 単位×10.21 円)	<u>月額 5,554 円</u>
要介護 3・4・5	(704 単位×10.21 円)	<u>月額 7,187 円</u>

③介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2	(326 単位×10.21 円)	<u>月額 3,328 円</u>
要介護 3・4・5	(422 単位×10.21 円)	<u>月額 4,308 円</u>

④加算について

○特定事業所加算算定内容については別項（*1）参照

【特定事業所加算（Ⅰ）】	(519 単位×10.21 円)	月額 5,298 円
【特定事業所加算（Ⅱ）】	(421 単位×10.21 円)	月額 4,298 円
【特定事業所加算（Ⅲ）】	(323 単位×10.21 円)	月額 3,297 円
【特定事業所加算（A）】	(114 単位×10.21 円)	月額 1,163 円
【特定事業所医療介護連携加算】	(125 単位×10.21 円)	月額 1,276 円

○該当者のみの加算について

【初回加算】	(300 単位×10.21 円)	月額 3,063 円
【入院時情報連携加算（Ⅰ）】	(250 単位×10.21 円)	月額 2,552 円
【入院時情報連携加算（Ⅱ）】	(200 単位×10.21 円)	月額 2,042 円
【通院時情報連携加算】	(50 単位×10.21 円)	月額 510 円
【緊急時居宅カンファレンス加算】		
	⇒ (200 単位×10.21 円)	月額 2,042 円
【ターミナルケアマネジメント加算】		
	⇒ (400 単位×10.21 円)	月額 4,084 円

【退院・退所加算】

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450 単位 月額 4,594 円	600 単位 月額 6,126 円
連携 2 回	600 単位 月額 6,126 円	750 単位 月額 7,657 円
連携 3 回		900 単位 月額 9,189 円

(2) 利用料金のお支払い方法

利用料金が発生する場合は、月毎の精算とし、翌月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日までに現金でお支払いいただくか、若しくは下記口座に送金をしてお支払い下さい。尚、振込み手数料は利用者の負担となります。

振込銀行名	中国銀行 福渡支店
口座番号	普通 2510257
口座名義	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター 施設長 高田 守弘

9 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 0 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、指針を整備して委員会を設置することで、必要な措置を講じます。
- (2) 虐待防止に関する措置を適切に実施するために、高齢者虐待防止担当者を置きます。
- (3) 高齢者虐待防止の指針に基づいて、虐待防止のための研修を実施します。
- (4) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により擁護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1 成年後見制度の活用支援

事業者は適切な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援します。

1 2 サービス内容等に関する苦情の受付

- (1) 当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

当事業所 相談窓口	担当者	光元 正一
	電 話	0 8 6 - 7 2 2 - 4 5 0 0
	F A X	0 8 6 - 7 2 2 - 9 0 3 0
	対応時間	平日 8時30分～17時30分

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市 相談窓口	担当課：	岡山市介護保険課
	電 話：	0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 4 0
	対応時間：	平日 8時30分～17時15分

岡山市 相談窓口	担当課：	岡山市事業者指導課
	電 話：	0 8 6 - 2 1 2 - 1 0 1 2
	対応時間：	平日 8時30分～17時15分

久米南町 相談窓口	担当課：	久米南町役場保健福祉課
	電 話：	0 8 6 - 7 2 8 - 4 4 1 1
	対応時間：	平日 8時30分～17時15分

国民健康保険 団体連合会 相談窓口	担当課：	苦情相談事務局
	電 話：	0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1
	対応時間：	平日 8時30分～17時00分

(3) 円滑かつ敏速に苦情処理を行うための手順

- ①担当者は直ちに利用者側と連絡をとり、直接利用者宅を訪問するなどして苦情を聞き、苦情の内容の詳細を確認します。
- ②担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者が必要と判断した場合には、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- ③具体的な対応方法について、利用者及び家族に説明して、話し合いによる解決に努めます。
- ④苦情処理結果については、記録を作成して5年間保存します。
- ⑤管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底します。

(4) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針

- ①管理者は利用者からの苦情に対し、サービス事業者と連絡をとり事実の確認を行います。必要がある場合は、市町村に連絡をして指示を仰ぎます。
- ②管理者は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、また国民健康保険団体連合会からの指導・助言に従って必要な改善を行います。
- ③管理者は、サービス事業者と十分に話し合いを行い、今後の再発防止に向けて必要な措置を講じます。

1 3 秘密保持・個人情報の利用

- (1) 事業者及びその職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後及びその職員が退職後も同様とします。
- (2) 事業者は、事前に利用者や家族の同意を得てから、適切な居宅介護支援が行えるように個人情報を用います。サービス提供事業所、他居宅介護支援事業所、保険者（市町村）、医療機関、地域包括支援センター等との連携及び、サービス担当者会議、地域ケア会議、事例検討、実習生の教育、その他サービス提供に必要な場合に使用します。
- (3) 事業者は、利用者や家族の同意が得られれば、居宅サービス事業者から提供を受けた利用者の服薬状況、口腔機能、その他利用者の心身または生活の状況に係る情報を主治医・歯科医師・薬剤師に提供できるものとします。

1 4 利用者様・家族様へのお願い及び留意事項

- (1) 支援事業者が交付するサービス利用票は、利用者の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

- (2) 入院時は病院及び診療所に、担当している介護支援専門員に関する情報（氏名・連絡先等）をお伝え下さい。また介護支援専門員の連絡先等については、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管をお願いします。
- (3) 居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由についても、求めに応じて説明します。
- (4) 前6か月前に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合について、文書を交付して説明します。
- (5) 前6か月前に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一業者によって提供された割合について、文書を交付して説明します。

(* 1) 特定事業所加算算定要件

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
① 常勤専従の主任介護支援専門員	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
② 常勤専従の介護支援専門員	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名、 非常勤 1名以上
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当た るの留意事項に係る伝達等を目的とした会 議の定期開催	○	○	○	○
④ 24時間連絡体制、必要に応じた利用者等の 相談に対応する体制の確保	○	○	○	○
⑤ 算定日が属する月の利用者総数のうち、要介 護3～5である者の占める割合4割以上	○	×	×	×
⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施	○	○	○	○
⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例 を紹介された者に対する居宅介護支援の提供	○	○	○	○
⑧ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病 患者等の支援についての、事例検討及び研修 等に参加	○	○	○	○
⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けてない	○	○	○	○
⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件 数が45名未満	○	○	○	○
⑪ ケアマネジメントの基礎技術に関する実習生 の受入れについて協力または協力体制を確保	○	○	○	○
⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共 同の事例検討会・研修会等の実施	○	○	○	○
⑬ 多様な生活支援のサービス（インフォーマル サービスを含む）が提供される居宅サービス 計画を作成	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算

①前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算の算定における病院及 び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15回以上算定していること
③特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

令和 年 月 日

ほのぼの荘居宅介護支援事業所の利用について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

《事業者》

住 所 : 岡山県岡山市北区建部町福渡1008-1

名 称 : ほのぼの荘居宅介護支援事業所 印

説明者名 :

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。今後サービスを利用することについて同意します。本書面は2通作成して利用者、事業者が署名の上、各自1通を保有します。

また、「13 個人情報の使用について」本人、家族の個人情報を用いることに同意します。

《利用者》

住 所 :

氏 名 :

《家族》

住 所 :

氏 名 :

《代理人》

住 所 :

氏 名 :